

つなぐプロジェクト活動支援事業実施要領

つなぐプロジェクト活動支援事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業目的

本事業は、川上から川下までの関係者が一体となって県産材の供給と利用拡大を目指す「つなぐプロジェクト」において策定された「森林資源活用プラン」（以下「プラン」という。）の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

第 2 事業対象地区

本事業は、プランを策定したつなぐプロジェクト地区を対象とする。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 第 2 に定めるつなぐプロジェクト地区の構成員
- (2) 林業・木材関連事業者またはそれらで組織する団体

第 4 事業内容等

1 事業内容

プランに基づき実施する、県産材の販路拡大に向けた新たな取組に要する経費を支援する。

2 対象となる取組

- (1) プロジェクト参画者の拡充に向けたイベントの開催等
- (2) 県産材のマーケット調査や販売戦略の検討、ブランディング、PR 活動等
- (3) 県産材製品の研究開発や試作品の製作等

3 補助額等

別表 1 および 2 のとおり

第 5 事業計画の作成等

1 事業計画の申請

事業実施主体は、事業計画承認申請書（第 1 号様式）に実施計画書（別紙 1）を添付し、地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に申請するものとする。

2 事業計画の承認

地域振興局長等は、提出のあった事業計画の内容を確認し、知事に進達する。

知事は、提出のあった事業計画の内容を審査し、適当と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。

3 事業計画の変更

交付要綱で定める重要な変更をしようとする場合は、1の規定に準じて事前に事業計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けるものとする。

第6 事業の実施

1 交付決定前着手届

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、交付決定前着手届（第2号様式）を地域振興局長等に提出するものとする。

2 事業完了報告

事業実施主体は、事業が完了したときは速やかに事業完了報告書（第3号様式）を知事に提出するものとする。

第7 事務取扱等

1 知事に提出する申請書等は、全て地域振興局長等を経由するものとする。

2 地域振興局長等は事業実施主体に対して、必要に応じて事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

附則

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

別表1 補助額

補助額	定額
1 地区あたりの補助額の上限	補助1年目：400,000円 補助2年目：200,000円 但し、プラン策定から2年目以降の地区は上記の半額とする。
留意事項	事業実施にあたっては、プロジェクト構成員間の合意を得た上で進めること。

別表2 補助対象経費

報償費（講師に対する謝礼金等） 賃金（事業実施に当たって追加的に発生する賃金等） 旅費（交通費、宿泊費等） 需用費（消耗品購入費、備品購入費、材料購入費、印刷製本費等） 役務費（保険料、郵送費等） 使用料及び賃借料（会場借上料、自動車借上料等） 委託料（業務委託料等）
--

第1号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者

つなぐプロジェクト活動支援事業 事業計画承認申請書

つなぐプロジェクト活動支援事業を実施したいので、実施要領第5の1（変更の場合は第5の3）の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 実施（変更）計画書 別紙1のとおり

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 2 変更理由
- 3 変更の概要

別紙1

つなぐプロジェクト活動支援事業 実施計画書（完了報告書）

1 実施地区

(1) 地区名	地区 (本事業における支援 年目)
(2) 事務局	
(3) 森林資源 活用プラン	策定：令和 年 月 (最終変更：令和 年 月) 計画期間：令和 年 月から令和 年 月まで

2 事業内容

(1) 目的（現状、課題など）
(2) 本事業による取組内容
(3) 取組実施により見込まれる新たな販路の内容・規模等
(4) 実施体制
(5) 実施スケジュール
(6) プロジェクト構成員への説明と合意状況（計画申請時および実績報告時）

3 事業費の内訳

(単位：千円)

取組内容	総事業費	うち	経費の積算内訳
		県補助金	
合 計			

第2号様式

第 年 月 日

新潟県知事

様

申請者

つなぐプロジェクト活動支援事業交付決定前着手届

年 月 日付け で事業計画承認申請した、つなぐプロジェクト活動支援事業について、実施要領第6の1の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 着工から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

第3号様式

第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者

つなぐプロジェクト活動支援事業完了報告書

つなぐプロジェクト活動支援事業が下記のとおり完了したので、実施要領第6の2の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり（第1号様式別紙1に準じて作成のこと）
- 2 着手年月日
- 3 完了年月日